

<h1>全法労協 だより</h1>	2009年 8月15日 No.75	全法労協第23回定期総会特集 発言要旨(全体会)2 分散会討論について5 全法労協定期総会を終えて7 総会に参加して8 第23期役員名簿10
	全国法律関連労組連絡協議会 東京都千代田区鍛冶町2-9-1 協和ビル4階 法律会計特許一般労組気付(〒101-0044) TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281 ホームページ http://www.hou-kan.com/	

全国47都道府県に全法労協の組合を!!

--- 全法労協第23回定期総会 (2009年7月18~19日、神奈川県川崎市) を開催 ---

全法労協は7月18~19日、神奈川県川崎市で第23回定期総会を開催し、11都道府県83名が参加しました。総会は、松田龍治副議長の開会挨拶で始まり、総会議長に鈴木英美子さん、増田由美さん、後藤亜津子さん、総会書記に塚本洋子さん、大沼恵さん(いずれも、全労連・全国一般神奈川地本法律合同分会)を選出し、議事に入りました。

冒頭、挨拶に立った吉田光範議長は、冒頭、幹事会を代表して挨拶に立った吉田光範議長は、未曾有の金融・経済危機が「派遣切り」など、国民生活に深刻な影響をもたらしている実態を告発するとともに、労働者・国民が立ち上がり、国民の世論が政治を動かす新しい局面がつけられつつあることを強調しました。また、「日弁連法律事務職員能力認定制度に基づく研修は、受講者は3000名近くで認定試験は2300名が受験し9月には認定をうけた事務職員が誕生する。今年度をふまえ課題を整理しながらよりよい研修制度になるよう運動をすすめていく」と述べました。

続いて、田辺作次事務局長が議案である「第22期の活動のまとめと第23期の活動方針案」と決算・予算案について、報告・提案を行ったのをうけて、討論に入りました。

1日目の全体討論では20名が発言(2~5頁参照)、2日目は約3時間に亘り4つの分散会に分かれて討論を行いました(5~7頁参照)。

分散会終了後、総会は全体会を再開し、田辺事務局長が討論のまとめを行い、議案を全体の拍手で採択しました。さらに、総会宣言と「大企業による非正規労働者の大量解雇を許さず、労働者派遣法



の抜本改正を求める決議」を採択しました。その後、第23期役員(10頁参照)を選出し、新役員を代表して吉田光範議長が決意表明を行いました。総会は、松田龍治副議長が閉会の挨拶を述べて、閉会しました。

なお、総会には5名の来賓が臨席され、それぞれから激励と連帯の挨拶を受けるとともに、5団体からメッセージが寄せられました。

◆◆◆ 総会に参加されたご来賓 ◆◆◆

- 小沢 靖志 様 (横浜弁護士会副会長)
- 杉本 朗 様 (自由法曹団神奈川支部事務局長)
- 新居崎俊之 様 (法律事務職員全国研修センター筆頭理事)
- 堀江 恭子 様 (法律事務員全国連絡会幹事)
- 大木 寿 様 (全労連・全国一般中央執行委員長)

◆◆◆ メッセージを寄せられた団体 ◆◆◆

- 全国労働組合総連合、全司法労働組合、日本国民救援会、日本弁護士連合会、青年法律家協会神奈川支部

発言要旨(全体会)

浅葉美由紀さん(神奈川 法律合同分会)

神奈川での総会は10年振り

法律事務員研修会制度は、事務員の活動の賜物。事務員職が職業として認知されてきたことを嬉しく思う。しかし、未だに有給休暇等が取れない、取りにくい、また制度自体がないという事務所が多くある。

弁護士が増加するに比例して、事務員も増加しているが、組合員は増えていないところを見ると、未組織の事務所が増えているのだろうと思う。

大島 仁さん(大阪法律関連労組)

レターケースと郵送を利用して、アンケートを実施。

2500枚では足りなくなったので、今では3000枚~4000枚印刷している。しかし返送は5部のみ。やはり職場に直接訪問が大切!と考え、すぐに訪問回収開始。約100職場を回った結果、50部を回収することが出来た。

訪問回収は今年だけでなく、毎年続けていくことが大事。

行くたびに笑顔が増えるのが嬉しい

組合未加入の人に、魅力があると思ってもらえるよう努力を続けていきたい。

田村節子さん(千葉法律関連労組)

春闘アンケートは118通回答を得た。アンケートが少しずつ理解されてきたように感じる。

アンケートの結果で印象的なのは、就業規則案・セクハラ防止規定を知らないという事務員が50%もいるという事。

5月25日に、弁護士執行部との懇談会にて、「法律事務員の实態と問題点」と上記2つの規則を、各会員に配布するよう要請した。

→6月11日に配布が実行されたので、次回のアンケートの結果が楽しみです。

その他、アンケート結果で印象的だったのは、

債務整理の案件が増え一人で100件以上抱えている。実費管理もしなくてはならず、いくら残業しても追いつかない。

就業規則・雇用契約書が無い。

弁護士の妻からの嫌がらせに困っている。「切る時には切るから」と脅しのような口調で言ってきたり・・・

富田宏史さん(京都法律関連労組)

日弁連との懇談会を実施。友好的な関係を築けていると思う。

ただ懇談会の中で、日弁連側から「生休・産休・育休が認められないなら、すぐに労基署へいけばいい」という発言があった。それはそうだが、まずは職場規則の基盤の問題だと反論した。

また懇談会の中で、小規模・高齢化している事務所には積極的にイソ弁を入れるべきという話も出た。

日弁連の事務員能力認定試験については、京都では3回勉強会を開いた。

→集まった中の半分以上が組合員ではなかった。

平山沙織さん・木村友香さん(旭川地方法律関連労組)

去年は4名に減ってしまったという話をしたが、今年は2名が加入して6名になりました。

木村さんは今年加入した組合員さんより組合に加入した理由

→留萌にある、ひまわり基金法律事務所の事務員をしている

弁護士が2,3年に一度変わるので、その度に事務員も解雇される。新しい弁護士にも

う一度雇用してもらえ保証は無い。また雇用制度も引き継ぐ保証がない。

→こういった雇用不安から、組合に入ろうと思った。

組合から、退職金共済に入るよう要請→受け入れてもらった。

学習会は、95回目となった。これからも続けていきたいです。

伊藤次彦さん（法律会計特許一般労組）

春闘とモデル賃金について

モデル賃金については、同じ仕事・同じ勤続年数・同じ年齢なのに、事務所によって100万円～200万円も差があったりする。

モデル賃金の基準を把握するため、一昨年から「生計費統計」を取っている。そこから最低賃金を練り出す。→配布したピンクの封書に目安についての記載あり。

去年まではほとんどなかったが、今年はこのモデル賃金を、そのまま春闘で要請する職場があった。また、現行の賃金とモデル賃金との差額を要請している職場もあり、このモデル賃金が認識されてきているように感じる。

春闘アンケートでは、やはり職場でさまざまな悩みを抱えている事務員が多くいることから、職場単位での交渉よりも、組合での団体交渉にした方が良いと改めて感じた。ほとんどの職場では、弁護士よりも事務員の方が人数が少ないので、組合で交渉してくれると心強いという意見が多かった。

「もの分かりの悪い事務員になろう！！」をモットーに頑張ります。

須貝典子さん・人見幸枝さん・山崎香苗さん（神奈川・法律合同分会）

3名は子育てしながら事務員として働いている。

弁護士7名、事務員6名の事務所

・小学2年生と1歳半の子育てをしながら働いている。

今と全く違う職種の会社に勤めていたが、そこでは女性の寿退社が主流だった。妊娠しても働き続けるなんて考えてもいなかった。

今の職場に就職して3年後に妊娠。産休・育休の前例もなく、退職することになるとあきらめていた。

しかし組合に入り、他の事務所では子育てをしながら働き続ける人がたくさんいる話を聞き、背中を押された。

弁護士に働き続けたいという気持ちを伝え、今に至る。

休んでいる間は、

他の事務員に迷惑をかけてまで、働き続ける道を選んでいいのだろうか。

休み明けに本当にちゃんと復帰できるのだろうか。

復帰後、事務所に受け入れてもらえるだろうか。

など、いろいろな不安があった。

しかし、休み中に、職場の人が仕事や組合の情報を適宜入れてくれ、また「復帰待っているからね」などの言葉をかけてもらったりした。

気持ちよく職場復帰する事が出来た。

二人目の時も同様の対応をしてくれました。

今こうしていられるのは、組合という大きな力のおかげ。また職場でいい仲間恵まれたおかげだと思います。

近藤千佐子さん（東海地域法律関連労組）

今年から、女性部と青年部が合体して女性青年部となった。

5月にらっきょう作りをした。料理教室は人気高い。

セクハラ勉強会実施。いつも参加の少ない事務所の会議室を利用して実施したことで、いつも参加しない事務員にも参加してもらえた。

今後の予定

- 劇団四季（オペラ座の怪人）観劇ツアー
- AED研修会

金川陽子さん（法律会計特許一般労組）

組合員が490名となった。目標の500名まであと10名！！
青年部がとっても元気です（今日もキャンプへ行っています）。
参加者が楽しめる企画を多く実施するようにしている。
弁護士会の前でピラマキを実施しました。300枚を2回。
来年、組合結成50周年仲間を増やすため、これからも頑張ります！

阿部花織さん（神奈川・法律合同分会）

弁護士会での昼食会を実施（2、3ヶ月に1度くらい）。
昼に来られない人の為に夕食会も実施している。
法テラスや裁判所の事務職員の方は、移動があるためか、あまり定着しない。
同じ職種で頑張っている周りの仲間の顔をできるだけ知っておきたいので、これからも頑張ります。

戸田直志さん（大阪法律関連労組）

事務員能力検定試験については、日々の学習に対して不安を持っている人に対する研修会を神戸で実施。1回目は38名の参加だったが、2回目は今年インフルエンザの影響をはねのけ、65名の参加があった。

試験の後は必ず、答え合わせ！！

→日弁連の答えが本当に合っているか分からないから！

→今後、信頼ある制度にしていくために必要だと考えてます。

田原隆子さん（奈良法律事務員労組）

四国に全法労協がないので関西ブロックは管轄が広い。先日も、広島部隊と岡山部隊に分かれて現地へ行ってきました。岡山は組合加入のお土産付きで帰って来ました。

アンケートは約120名の事務員に実施。54名が回答。

54名中、43名が研修を受講している（うち組合員は9名）。

認定制度の試験研修会には、22名の申し込みあり。弁護士を講師に迎え、意見が多く出て、2時間では足りないほどだった。

宮脇 稔さん（福岡法律関連労組）

研修会で出た質問等を通信にして配布。弁護士のレターケースにも。

皆で共有する事が必要だと思う。

会員限定企画を多く実施している。これについては賛否両論あったが、結果的には加入者がいたので良かった。

TVを利用して各地の組合員が勉強会を受けられないかと検討中です。

人材育成、講師育成についても検討中。

浅野洋輔さん（法律会計特許一般労組）

組合員490名、32分会

組合で抱えている相談数は、22件

賃上げ等の労働条件関係の相談がほとんど。

また、パワハラ相談、セクハラ相談が増えてきている。

ex 君はもの忘れが激しいから、すぐにメモがとれるように首からメモをぶら下げていなさい

過払いバブル 債務整理で稼いでいた弁護士が案件が減った今、人件費を削ろうとする可能性がある。

「みんなで支え合おう！」をルールにして活動している。

退職をしても、組合をやめない人が多いのも嬉しい。

中島崇博さん（東海地域法律関連労組）

えん罪・名張毒ぶどう酒事件の署名の呼びかけ 組合員の中に、数少ない面会ができる人がいる。現在 84 歳の奥西さんを一刻も早く助け出したいという思いで、組合員一丸となって支援している。

佐藤玲子さん（京都法律関連労組）

最初の事務所では、給与支払われず、ボーナスは勝手にカットされた。正規ではなくずっとパートだった。職場を変えて、昨年組合に入った。今は正規社員となり働いている

西岡友久さん（福岡法律関連労組）

九州ブロックをつくりたい。関谷さんにその報告と感謝の気持ちを伝えたい……

~~~~~ 分散会討論について ~~~~~

第1分散会 弁護士会交渉、業務研修の共同

第1分散会は、9地域16名の参加でした。各地の弁護士会に対する要請の経験交流とそれにとどまらない全体として取り組むべき課題に分けて話しをすすめました。

まず、自己紹介を含めて各地の様子を交流しました。弁護士会との交渉においてアンケート結果をどのように活用しているか、そして、交渉をいかに継続し、発展させる努力を行っているか等の交流がなされました。さらに、業務研修やセクハラ防止規則、また、危機管理や雇用の手引きなど、各地で交渉の中身や積み重ねの実績は異なっていますが毎年変わる執行部に対していかに建設的な関係を築いていくか、それぞれの努力に学び合いました。



その後、組合の組織化の努力と合わせ、アンケート対話運動を通じてどれだけ多くの労働者の実態をつかむかで、弁護士会に対しても一般的な指導で終わらせず、要望事項の徹底につながったり、トラブルを未然に防ぐことにつながっているという実感が語られました。また、5月の統一行動を踏まえて日弁連から出された労働条件における要請文との関係で自らの単位会に要望するタイミングや中身についての悩みが出されました。

そして、業務研修においては、弁護士補助職認定制度が始まるなか、従来単位会で開催されてきた独自研修との絡みについての話しに及び、事務職員にとっては研修を受ける機会をどれだけ増やせるかが大切であること、そして、各地の研修は日弁連の研修では扱いきれない部分の研修内容にしていくことで相乗的に発展していくことができるという展望が話されました。

また、組織のない地域での研修を根付かせる努力や、スタートした認定制度の矛盾にたいする悩みも出され、最後の試験ばかり気になる傾向があるが、全国統一の研修の実現とその充実が基本になるという今回の制度の主旨を事務員運動の前進とあわせて今後どのように発展させていくかの問題意識も語られました。

最後に公設事務所の実態も出され、当面、法人化に至らなくともそこに働く労働者の最低基準のガイドラインを早急に設定してもらい指導を求めていくことが必要だという話しがなされました。

（座長：松田龍治・小島秀也）

* * *

第2分散会 アンケート対話運動、未組織労働者の組織化、労働組合の運営など

第2分散会は、京都、東海、神奈川、千葉、福岡、大阪、奈良及び法会労の仲間が集い、アンケート活動の前進と組織化について討論しました。

まず始めに、自己紹介を兼ねて各地の状況を報告していただき、経験交流を中心に意見交換をし、質問や提案で深めつつ、早期にアンケート回収 2000 名と 1000 名の全法労協の達成を目指すことを確認しました。

1、アンケート活動について

分散会をつうじてアンケート活動でまず重要なことは、毎年継続してアンケート活動を行うことの意義を組合員全員で確認すること、その上で、組合員全員でアンケートに取り組む体制をつくることだということが確認されました。千葉や神奈川など大きな成果をあげている地域は、この法則が正しく実践されていました。

また、アンケート結果は、弁護士会交渉で大いに力を発揮することも交流され、より多くの事務員さんの声を集めることが交渉の鍵となっていることも交流しました。

具体的な、活動としては、下記のような意見が出されていました。

- ① アンケートの配布方法としては、訪問活動、弁護士会レターケースへの配布、郵送などですが、確実なところはやはり訪問活動です。しかし、組合員全員に訪問先を割り振れる条件がない、オートロックの事務所が増えてきて入れない、管理人のいるビルはうるさく言われるので、複数体制をとって行動するなどの意見がでました。

また、訪問を続けることで、事務員さんと顔見知りになり、裁判所などで会ったときにも挨拶をするなど広がりがあったり、勤務時間の極端な細切れとなっているパート・アルバイトの状況（午前だけとか午後だけ）が分かるなど、訪問することによって、未組織職場の労働実態が把握できるメリットもあげられていました。

- ② アンケート項目については、新人さんや、労働者としての権利意識の弱い人たちには難しく書きにくい内容になっている、もっと分かりやすくしてほしいという意見がでました。
- ③ 回答方法について、データで回収するようにはどうかという提案がありました。東海地域では既に取り入れているとのことですが、全法労協のホームページでも検討の価値があります。

2、組織拡大について

女性青年部で料理教室などの楽しい企画で未組織の人たちと交流を深めている東海地域、また、地域で昼食会を開催し気軽に何でも話し合える場を設けている神奈川支部、青年部独自のパワフル企画で組織拡大をしている法会労など、打てば響く活動が紹介されました。組織拡大は一足飛びには難しいけれど、組合活動の理解者層をつくっていくことから地道に拡大につなげていくこと、知恵は力の基本に返り学習に力を入れること、そして活動条件にあった活動スタイルを模索していくことなどの意見も出されました。

(座長：大島 仁・田原隆子)

* * *

第3分散会 賃金・労働条件・環境や職場の様々な問題（1）

第3分散会は、10 地区 15 名（幹事含む）の参加で、討論を行いました。

まず、各職場や地域の状況を報告してもらいました。

弁護士を取り巻く状況の変化に加え昨今の不景気から、今年の春闘・一時金は各地とも厳しい状況となっています。「将来的な経営の不安」が安易に「人件費のカット」「人員を増やさない」へと結びつけられ、実質的な労働条件の切り下げが行われているところも少なくないようです。

そして、どの地域でも仕事の量に対して適切な人員数が配置されていないために、一人一人の負担が増しているという実態も報告されました。どうすれば各自の負担を減らすこと



が出来るのか、悩みながらも日々の仕事に追われてしまっているようです。

そのような厳しい状況でも「春闘の要求書だけでなく、団交の場を持つようにした。共通認識をもて、一歩前進したと感じた。」(千葉)のように、少しずつでも成果をあげようと各地で努力を続けています。

また、初日の全体会では、神奈川の組合員の方々から「子供を育てながら働くこと」についての発言がなされました。

これをうけて、産休・育休を経て職場復帰された方から、「学習・啓発活動に積極的に取り組むことが大切であること」、「同じ職場で働く仲間の理解と協力が欠かせないこと」が自らの経験として報告がなされたり、「女性の権利ノート」を作成して学習会を行う(京都)などの各地の取り組みが紹介されました。他地域と連絡を取り合って取り組みを広げようというひと幕もありました。

過重労働の解消や産休・育休の取得についても、「仕事量に対する適切な人員配置」が欠かせません。民主的な事務所を維持していく為にも財政面を安定させることが重要、との意見も出されました。

各自意見を出し合うなかで、法律関連事務所がまだまだ働きやすい職場になっていない実態が明らかになり、今後も、各職場・各地の労働組合の取り組み活動を強めてゆくことが確認されました。

(座長：末尚美・鈴木亮平)

* * *

第4分散会 賃金、労働条件・環境や職場の様々な問題(2)

第4分散会は、東京、神奈川、千葉、東海、大阪、福岡から14名が参加しました。

大阪から一時金の格差が0.75~3.5ヶ月(昨冬)と大きくなっているとの報告がありました。ほとんどの職場では一時金については慣例で支給されているところ、一時金についても規定があった職場で、就業規則の改定とともに一時金の規定が廃止され、早速この夏の一時金から減額されてしまったとの報告もありました。全体会でも報告のあった昨冬の一時金について今年5月まで交渉をしていた東京の職場からは、ベテラン弁護士2人が事務所を抜け、若手弁護士の将来不安もあり、減額の提示となったが、前例を作らないためにも交渉に組合にも入ってもらい粘り強く交渉を続けたとの報告がありました。各職場の一時金交渉についても、組合本部、各分会ができるといいのではとの提案がありました。

また、福岡からパート職員として1年ごとの契約更新で8年勤務しているが、時給は頭打ちとなり、正職員と違い退職金制度もない、正職員になりたいという要求はあるが、弁護士は一般公募と同じ場で面接等を行った上で採用するという姿勢であるとの報告がありました。この職場では、業務も忙しく正職員から病気で休職者が2名も出ている、人員増の要求は受け付けられず、半年間のパート職員を2名雇うことで対応しようとしている、受付・電話対応といった業務を軽視しているとのことでした。分散会の議論の中で具体的な解決策が見いだせたわけではありませんでしたが、パート職員を正職員化した職場や各地の報告、アドバイスを参考に要求をしていくとのことでした。

この他には、京都での労働争議と小規模事務所での雇用継続の不安の報告、地方によつての事件担当制の違いなどの報告・議論がありました。

(座長：吉田真平・伊藤宏明)

全法労協定期総会を終えて

法律合同分会(神奈川) 執行委員 鈴木亮平

約10年ぶりの神奈川での開催。神奈川といえば横浜。やれ中華街だ、やれ山下公園だ、赤レンガだと…誰もが横浜での開催を期待していたことでしょう。そんな期待をしり目に、神奈川の中心はここなんだとばかりに「川崎」での開催を決定しました。

本庁がある横浜市（横浜地方裁判所／JR関内駅）から電車で約 20 分。川崎市は、かの有名な公害を生んだ京浜工業地帯（海沿い）から内陸に向かって細長く、多摩川を挟んですぐ東京という県境に位置します。現在、地裁川崎支部がおかれ、弁護士約 100 名の弁護士会支部があります。

そんな川崎での開催。神奈川では、これが最後の参加になるであろう人、これが初めての参加になる人、例年遠方での総会には参加ができない人…。できるだけ多くの人に参加してほしいという思いで総会受入れの準備が進められ、参加者数はここ数年の定期大会を大きく上回る結果となりました。

そのほとんどが準備段階から参加し、「これまで遠くに感じていた、人も、労働組合も、全法労協も、総会に参加して身近に感じることができるようになった」と感想を話してくれる組合員もいました。

また、子育てなどの家庭の事情から普段なかなか組合に参加できないという方からの、「個々の組合員がかかえる問題」「働く女性がかかえる問題」についての全大会での発言が、分散会での討議にも一石と投じるきっかけになったことは大変うれしく思っています。

実は、懇親会については、「例年余興なんか無いし、色々準備しているけどどうまくいくのだろうか…」と、私は総会の準備よりも内心ヒヤヒヤしていたのですが、無事大盛況のうちに終えることができました。「神奈川の底力見せてもらったよ」という言葉も頂きましたが、「神奈川の力はまだまだこんなものじゃない、次こそは…」と何やらリベンジを図りたいと意気込んでいる人もいます。

次はまた 10 年後でしょうか。10 年後はより力強い神奈川が見せられるよう頑張っていきたいと思います。

総会に参加して

木村友香さん（旭川地方法律関連労組）

全法労協には初めての参加でしたが、法律事務関連職員のよりよい労働環境・地位の向上のために、全国でこんなに一生懸命活動されている方がいるのだとわかり、非常に刺激になりました。

これまで私は、雇う側が強く、雇われている側は弱い、という図式は変えようもないもので、雇われている限り、厳しい環境であったとしても耐えるしかないだろうとあきらめていました。しかし、今回の集会では、憲法・法律で保障されている権利を求めて立ち向かうのは当然のことであり、むしろ法律に関わる私たちが労働者の先頭に立って活動していかなければならないと改めて教えられました。今後も組合の一員としてがんばっていきたいです。

佐々木 智子さん（千葉県法律関連労組）

今年は、千葉から 7 人の仲間と参加しました。1 日目の全体討論では、千葉の委員長からアンケート対話運動や弁護士会要請、平和活動等についての報告をさせていただきましたが、他県の報告の中で最も印象に残ったのは、地元神奈川からの、子育て中の女性事務員の方々のお話でした。子育てと仕事の両立の苦労をはじめとする実体験に基づいた貴重な話が聞けて、退職間際で今大会に参加した千葉の先輩の「子育て中で今回参加できなかった組合員に聞かせてあげたら、きっと励まされたいだろう。」との言葉にその通りだと思いました。

2 日目の分科会は、時節柄、一時金についての話や、使用者に要求をする際の組合員・非組合員の関係等、参加者の事務所の実態も交えて活発な議論がなされました。参考にさせていただきたいという経験も多くあり、非常に勉強になった 2 日間でした。

西岡直己さん（奈良法律事務員労組）

今年の総会で、心に最も残ったのが、ママさん事務員 3 名の発表でした。

組合活動というと、自分たちの春闘要求や労務条件の改善以外については、漠然とした、規模の大

きな話が多く、また、何かとにかく頑張らないといけない！といったいわば「マッチョ」なイメージが私の中にあるのですが、このママさん達は、自分のために使える時間が限られているということもあって、良い意味で、自分たちのペースで、しかし、一緒に働く仲間のために色々と工夫しながら、仕事や組合とつきあっていってると感じ、とても好感を抱きました。なんとというか、「しなやかさ」を感じるお話でした。

現在の私は、独身でしかも実家暮らし。今は、仕事以外の時間は、ほとんど自分のことに使える余裕がありますが、いつか結婚し、子どもを産み、育てることになった時に、彼女らのように、自分の周りに目を配れる、そんな余裕があるかな？自分のこと（要求）ばかり考えてしまい、周りに迷惑をかけないかな？と色々考えさせられました。

毎年、あちこちからたくさんの仲間が集まり、みんなが自分の住む街で、毎日の生活や仕事の中で、どんなことをしてきて、どんな考えを持っているのか。働き方や、現在の仕事を取り巻く状況にどんな思いを持ち、どんな活動をしているのか。そういった色々な話が聞けるのは、参加する度に思うのですが、本当に面白かったし、自分の日常への良い刺激になりました。

この「面白さ」やみんなの知恵、そして「今よりもよい職場を」と思うその気持ちや行動を、なんとか全国津々浦々まで届けられればいいのに…！

そのためにも、「しなやかさ」を身につけ、自分のペースで、組合と一緒に働く仲間と、全国のそれぞれの職場で頑張っているみんなと、前身していけたらな、と今は思います。

その一歩として、まずは、今回の総会の話、私の住む奈良でたくさん話していくこと

最後になりましたが、神奈川の皆さん、とても心のこもったおもてなしと、素晴らしい総会の運営、ありがとうございました。

亀井清夏さん（奈良法律事務員労組）

今回、私が参加した大会では初めて、産休・育休・子育て中の支援についての話が出ました。

やはり、育児休暇を取る際には、法律事務所という職場の多くは人員が少ないので、他の事務員さん達に迷惑をかけるし…、育休・産休中の事務員を抱えたまま他の人を雇う余裕のない事務所も事情も分かるし…、と皆さんだいぶ悩まれたようでした。

私たちにできることは、気持ちよく休暇に送り出すことぐらいしか思いつきません。

弁護士会で、産休・育休中の短期で雇える、即戦力になる事務員さんを登録しておいてもらう等の意見も出ましたが、具体的な対策はやはり難しいです。頭をひねってもひねっても画期的な案は出てきません。

これからの課題だと思いました。

宮脇 稔さん（福岡法律関連労組）

全法労協の総会が事もあろうに日弁連事務職認定試験の前週の連休に開催された。行けば何かしら試験情報を得ることができるともかもしれないという淡い期待を持って、心は福岡に置きつつ参加してみると、約1年ぶりの全国の仲間たちの生き生きした顔や横浜の仲間の熱烈大歓迎に、そのようなことはどこか心の片隅に行ってしまった（ということは心のどこかに引っかかっていた）。

全体会や分科会では、先進的な取り組みや、悩み、相談など各地からの報告が本当にざっくばらんに話し合われた。ここが私たち全法労協やそれに賛同してくれる人たちの一番の魅力である。他人のことをまるで自分のことであるかのように真剣に考え、論議してくれる。本当に素敵な仲間たちである。

2日間じっくりと討論と懇親会に参加してきたが、今まで私たちが要求し作り上げてきた方針や運動は間違いなく大きく前進しつつあるということが実感できた2日間であった。特に全国研修は今後とも温かくじっくりと育て上げていかなければならない課題であるとの認識でみんな一致した。

分科会では、青年女性部の取り組みで組合員以外の参加があり、企画や実行するときは大変だが充実感を味わっている（名古屋）、周りの事務所にも呼びかけて月に1度くらいの頻度で昼食会を開いておしゃべりをしている（川崎）、アンケート訪問活動では実際訪問するとその事務所の様子などが感じられてよい（千葉・横浜）、など組合員以外とのつながりを大切に、たとえ組合に入ってくれなく

でもそれらの人たちに支えてもらっている活動や取り組みを大切にしていきたいとの声がたくさん出された。福岡での実務PTの活動や親睦団体の福岡法友会などはまさしくそのような意味でも大切な活動だと改めて感じた。

福岡からも全国に発信できる素敵な取り組みを紹介できればと思ったが、今は各地から元気を貰っているばかり。なんとか福岡も各地の活動に学んで一步一步進んでいければと思った。来年はもっと多くで参加して、たくさんの人（人海戦術）でたくさんの方の事を学び活動に生かしていければと思った。

c f : 懇親会で羞恥心の歌にあわせてダンスする渡辺さんも驚いたが、その隣で軽やかに（本当に軽やかに）大ジャンプする着物姿の女性に大いに感激したものである。



藤木美奈さん（福岡法律関連労組）

連休まっただ中、大勢の人でごった返す川崎駅構内で、地図の東口と西口の表示に右往左往し、さんざん迷ってようやく出口にたどり着きました。疲れ果てていた私は、総会中ついつい眠りこけてしまいました（きれいな浴衣姿のお姉さんの後ろに座ってしまったのは失敗でした）。しか〜し、ちゃんと毛穴から皆さんのエネルギーは吸収しました。

今回の大きな収穫は、懇親会で隣に座ったN法律事務所の方から仕入れた情報で、「N事務所にはパートさんっていらっしゃるんですか？」と聞いてみると、以前はいたが、受付などの仕事は、個人事務所では正職員がする仕事だし、臨時的な仕事ではないということで、事務所に交渉した結果、法律事務をする法務職員と、受付その他補助的な仕事をする庶務職員（正職）ができたとのこと。

2日目の分散会で、私が1年契約で8年たったという、皆さんものすごく驚かれ、何か私に非があるからと思われてないかな〜とかちよっぴり思ったりしましたが、受付業務だからパートでいいという考えは間違っているという声や、正規職員にすべきだという声、様々な意見やアドバイスを頂きました。実質的には期限の定めのない労働者と同じになっていますが、正規職員にならないと退職金や病気休業など様々な労働条件の違いがあります。パートやアルバイトは組合に加入してないことが多いので、全法労協としても特に統一行動の要請項目などにあげてないようですが、法律事務所もかなり非正規労働者がいると思われまますので、今後、取り組むべき課題ではないかと思えます。

最後になりましたが、大会の準備にご尽力いただいたスタッフの皆様、あたたかいおもてなしありがとうございました。

第23期役員 *第23期定期総会で選出された役員は次のとおりです。

役職	氏名	所属労組	
議長	吉田光範	全労連・全国一般大阪府本 大阪法律関連労組	再
副議長	松田龍治	全労連・全国一般埼玉地本 法律会計特許一般労組 埼玉支部	再
事務局長	田辺作次	全労連・全国一般東京地本 法律会計特許一般労組	再
事務局次長	小島秀也	千葉県法律関連労組	再
同	伊藤宏明	東海地域法律関連労組	新
幹事	土井寛憲	全労連・全国一般東京地本 法律会計特許一般労組	再
同	鈴木亮平	全労連・全国一般神奈川地本 法律合同分会	再
同	吉田真平	全労連・全国一般京都地本 京都法律関連労組	再
同	大島仁	全労連・全国一般大阪府本 大阪法律関連労組	再
同	田原隆子	奈良法律事務員労組	再
同	織部利幸	和歌山法律関連労組	再
同	末尚美	福岡法律関連労組	再
会計監査	中村妃奈子	全労連・全国一般神奈川地本 法律合同分会	新